

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度2月定例総会議事録

1 開催日時 令和4年2月28日(月)午後3時30分から午後4時00分

2 開催場所 秋葉区役所401会議室

3 出席委員 (16人)

委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 (1人) 1番 鈴木 儀一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

6番	笠原 綱生
9番	早川 秀則

第2 議事

議案第 34号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 35号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第 36号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第 4 条転用届け出に関する受理について
報告事項	農地法第 5 条転用届け出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農地係主査	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和 3 年度 2 月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。
事務局長 (枝並局長)	それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、1 番鈴木委員から欠席届をいただいておりますが、定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第 4 条により成立しています。 それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので 6 番・笠原委員、9 番・早川委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 34 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 34 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 1 件、小須戸地区 2 件
筆数 16 筆、面積 5,599 m²であります。

2 ページは利用権の更新分、新津地区 2 件、小須戸地区 2 件
筆数 22 筆、面積 22,046 m²であります。

3 ページは売買で小須戸地区 2 件、筆数 14 筆、面積 14,130 m²であります。

4 ページは利用権の移転分、新津地区 6 件、小須戸地区 1 件
筆数 11 筆、面積 10,529 m²であります。

6 ページは中間管理事業分、新津地区 16 件、小須戸地区 1 件、
筆数 118 筆、面積 90,539 m²であります。

10 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 4 年 3 月 14 日となります。

11 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 34 号は、原案どおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります
議案第 35 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(真柄主査)

「議案第35号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」ご説明します。

議案書12ページ 番号1 全体地図 番号5条—1をご覧ください。

譲受人 A 氏

譲渡人 B 氏

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は露天駐車場及び福祉車両導入用敷地に係る許可申請です。

しかしながら、申請地は既に譲受人が簡易なカーポートおよび、福祉車両導入用敷地を整備し、利用していたことから、法令に合致した状態とする目的で申請を行ったものです。

申請地は農振農用地 区域外 農地 畑 1 筆、171㎡で、10haの一団の農地に接続することから第 1 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ集落接続により許可されるものです。

このため、代替性の検討を要することから、両親の介護サービスを利用する際に、福祉車両の取り回しスペースが必要であること、および適地が当該箇所以外にないとの理由書が提出されています。

また、先ほど述べたとおり、本件土地において譲受人が無許可でカーポートを設置していたことについて、始末書を兼ねた先の理由書付でこれを受理したものです。

次に議案書12ページ番号2 全体地図 番号5条2をご覧ください。

譲受人 株式会社 C 代表取締役 D 氏

譲渡人 E 氏

小戸上組地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。

本件は、建売住宅建設敷地に係る許可申請です。

申請地は 農振農用地 区域外 農地 田3筆 699㎡、畑1筆 144㎡、計843㎡で3種農地を一部含みますが、10haの一団の農地に接続することから第1種農地と判定し、事業敷地の一部で、かつ事業敷地全体の3分の1を超えない事により許可されるものです。

本件は宅地分譲予定地と一体開発し、申請地部分に、建売住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

建売住宅予定地と宅地分譲予定地等を合計した事業計画面積は2952.13㎡です。

なお、全ての案件の移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、全ての案件は農地部会に付されましたが、番号1は、申請内容に特段の疑義が無く、コロナ蔓延防止の観点から申請者の部会出席省略を農地部会長、部会長代理に提案し、両名の了解を得たため、申請者の部会出席は省略しております。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

(阿部農地部会長)

令和4年2月22日に開催されました農地部会における農地法第5条許可申請2件について報告します。

このうち、番号1につきましては、申請内容に特段の疑義が無く、コロナ蔓延防止の観点から今回は部会出席省略としました。また、先ほどの事務局説明について、出席委員から問題の指摘等はありませんでした。

では、議案書12ページ2番の案件です。

本件の申請者 株式会社 C 代表取締役 D氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、申請地周辺は宅地面積が広いが、住宅が少ない。宅地造成で人を呼び込めるのではないかと考え、地域の活性化も踏まえ申請を行ったとのことでした。

施工期間が1年と長いので、周辺農家に迷惑をかけないように、また、許可後3か月に途中経過を、その後は事務局の説明通りに報告するように指導

し、出席者もこれを了承しました。

また、事業地 隣地の農家の乾燥機騒音で、住民とトラブルになるのではないかと心配している。隣地の農家の了解は得ているのかと尋ねたところ、隣地の農家とは知合いで、特に何も言われていないとの事でした。

宅地造成の際は、ごみ置場、街灯、除雪などについて、予め決めておかないとトラブルのもとになる。その他、事後のトラブルの解決をお願いしたいと指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 35 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の 議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

「追加議案第 36 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」
ご説明いたします。

追加議案書1ページ番号1 全体地図 番号3条1をご覧ください。

譲受人 G 氏

譲渡人 H 氏

東金沢地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田5筆 1556㎡、畑2筆 644㎡、計2200㎡です。

譲受人は妻と子と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約4.8haの栽培を予定しております。

譲渡人は県外に住んでおり農地の管理が難しく、譲受人に買取りを申し出たものです。

申請地は農振農用地 区域外 農地で、10アール当たりの対価は10万円です。

経緯をご説明します。当該農地は毎年耕作者が変わるほど、機械がぬかってしまう農地で、地主が売却を希望し、農家組合で購入者を募っても、誰も応じませんでした。その際に、譲受人が10万円なら購入すると言ったところ決定し、申請に至ったとの事です。

次に、追加議案書1ページ番号2 全体地図 番号3条2をご覧ください。

譲受人 I 氏

譲渡人 J 相続財産 管理人 弁護士 K 氏

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田 1 筆 1764㎡です。

譲受人は妻と子と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約4.4haの栽培を予定しております。

当該農地は所有者が昭和18年に死亡し、所有者不明農地となっております。このたび相続財産管理人の申立てにより、今まで耕作していた譲受人に売却する許可を裁判所から得て、申請に至ったものです。

申請地は農振農用地 区域内 農地で、10アール当たりの対価は約17万円です。

経緯をご説明します。当該農地は、相続が終わっていないため、譲受人が作業受委託を継続していましたが、管理している親族の町屋さんから、去年の4月頃を買取ってもらえないかとの申し出がありました。当初、反当30～40万円で話をしていましたが、相続財産の手続きをしてくれている弁護士から、反当17万円の提案があり、その金額で契約となったとの事でした。

次に、追加議案書1ページ版号3 全体地図 番号3条-3をご覧ください。

譲受人 L 氏

譲渡人 M 氏

矢代田地区の案件で、八木推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田 1 筆 690㎡です。

譲受人は妻と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約4.6haの栽培を予定しております。

譲渡人の所有農地は当該農地1筆だけですが、農地を持っているが故に農家組合の仕事を6年に1度負担しなければならず、高齢となり負担解消のため、40年来 当該農地を耕作していた譲受人に買取りを申し出たものです。

申請地は農振農用地 区域内 農地で、10アール当たりの対価は30万円です。

なお、全ての案件は、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおらず、農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。

また、全ての案件は農地部会に付されましたが、申請内容に特段の疑義が無く、蔓延防止の観点から申請者の部会出席省略を農地部会長、部会長代理に提案し、両名の了解を得たため、申請者の部会出席は省略しております。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長
(阿部農地部会長)

令和4年2月22日に開催されました農地部会における農地法第3条許可申請3件について報告します。

先ほどの5件の案件と同様に、この3件についても申請内容に特段の疑義が無く、今回はコロナ蔓延防止の観点から部会出席省略としました。また、今ほどの事務局説明について、出席委員からも問題の指摘等はありませんでした。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので追加議案第 33 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。
報告事項、
新潟市農用地利用配分計画（案）について
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について、
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
農地法第 4 条転用届け出に関する受理について
農地法第 5 条転用届け出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

（白川係長）

議案書の 13 ページをご覧ください。
「新潟市農用地利用配分計画（案）について」でございます。
新津地区 24 件，小須戸地区 1 件，筆数 118 筆，面積 90,539 m²であります。
18 ページは中間管理事業の利用権の移転分，新津地区 5 件，
筆数 13 筆，面積 7,830 m²であります。
つづいて議案書の 20 ページをご覧ください。
「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり 17 件受理いたしました。

事務局

（真柄主査）

24 ページをご覧ください。
報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり 4 件回答しました。
次に 25、26 ページをご覧ください。
報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。
記載内容のとおり 4 件受理しました。
次に 27 ページをご覧ください。
報告事項 農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり 1 件受理しました。
最後に 28 ページをご覧ください。
報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり 4 件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年度2月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 笠 原 綱 生

署名委員 早 川 秀 則